

**子育て応援サイト「こどもっと KOBE」記事制作業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

子育て応援サイト「こどもっと KOBE」記事制作業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）業務目的と概要

神戸市（以下、本市という。）のホームページの情報だけでは、制度の理解が難しいものや、制度の利用イメージがわきにくいことから、本市の子育て支援施策をわかりやすく伝えるための読みもの記事を更に充実させ、市内外を問わず、誰もが神戸で子育てをしたいと思えるような情報発信の強化を図るため、読みもの記事を制作する。

（2）業務内容

「子育て応援サイト「こどもっと KOBE」記事制作業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金 900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（4）契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日まで

（5）履行場所

神戸市役所本庁舎 1 号館 こども家庭局 こども未来課

（6）費用分担

本件プロポーザルに参加するために必要な一切の経費は応募者の負担とする。

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（制作費・交通費等）は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（2）令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。なお、当該資格がない場合には、以下の要件をすべて満たすこと。

- ①事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。（個人の場合は、市町村民税等を滞納していないこと。）
- ②神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 共同事業体（個人の場合はグループ）による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員全てが上記（1）から（5）を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約にかかる事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うものとする。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月1日（木） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年5月15日（木）17時まで |
| (3) 質問受付締切 | 令和7年5月20日（火）17時まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和7年5月23日（金） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月16日（月）17時まで |
| (6) 選定結果通知 | 令和7年6月下旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和7年7月上旬（予定） |
| (8) 事業完了 | 令和8年3月31日（火） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 公募開始から令和7年5月15日（木）17時まで
郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和7年5月15日（木）17時までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。
- 持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時の間に本実施要領9（2）に記載する担当課まで必着とする。

イ 提出書類

- ①参加意向表明書（様式第1号）
- ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
- ③法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び会社概要等
※個人の場合は、本人確認書類の写し（活動拠点がわかるもの）
- ④法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の各納税証明（直近1年分）
※未納がないことが証明できる納税証明書によること
※個人の場合は、県税、市町村民税の各納税証明（直近1年分）
- ⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 本実施要領9（2）に記載する担当課

(2) 質問の受付

ア 受付期間
令和7年5月15日（木）17時から令和7年5月20日（火）17時まで

イ 提出方法
別紙「質問票」（様式4号）に記載し、担当課宛に電子メールにより提出すること

と。件名は「子育て応援サイト「こどもっと KOBE」記事制作業務に関する質問」とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、質問者間の公平性を確保するために、原則すべての質問事項について令和7年5月23日（金）までに、質問者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信するほか、本市ウェブサイトにて公開（ただし、秘密情報に関する質問・回答を除く）する。その際、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

エ 本市の回答は、本実施要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

公募開始から令和7年6月16日（月）17時まで

イ 提出方法

①紙資料

郵送・宅配もしくは持参による。

郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、上記アの期日までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時の間に本実施要領9（2）に記載する担当課まで必着とする。

②電子データ

電子メールの送付による。

電子メールの件名は「子育て応援サイト「こどもっと KOBE」記事制作業務に関する企画提案書の提出（応募団体名）」とし、上記アの期日までに本実施要領9（2）に記載する担当課に必着とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

①課題

- ・「変わる神戸・子育てしやすいまちへ」をテーマに、神戸で子育てをしたいと思ってもらえるような記事を800文字～2,000文字程度で制作すること。
- ・記事のタイトルやターゲット（対象の年齢層、市内外在住に向けた内容など）、写真や画像の有無など、要件は自由に設定して構わない。
- ・設定したターゲットについて、設定理由も含めて、簡単に説明を記すこと。（800文字～2,000文字には含まない）

②企画記事

- ・本市が指定する年間4本の記事の制作以外に、本市の業務目的に沿った企画記事の提案（内容、制作本数等）を行うこと。
- ・企画記事については、効果的な配信時期も含め、提案すること。

③類似業務実績

- ・類似業務の実績がある場合は、その内容がわかるもの
- ・記名により執筆した実績かどうか明記すること
- ・紙媒体・WEB媒体などの媒体は問わないが、SNSは不可とする

④年間計画書

- ・本市が指定する記事と企画記事の制作スケジュール案を作成すること。

⑤見積書

次に掲げる事項を区分等して、すべて記載すること。ただし、A4サイズ片面に収めること。

- i 本市が指定する記事、企画記事の制作については、1件あたりの単価及び総額を明記すること。なお、使用する機材等に関する費用や取材費・交通

- 費等、本業務の履行に関する一切の費用も含めた単価とすること。
- ii 本市が指定する記事と企画記事は区分を分けて記載すること。
- iii その他、必要な経費は上記 i・ii と区分を分けて記載すること。
- エ 提出部数 各 1 部
- オ 提出場所 本実施要領 9（2）に記載する担当課

7 選定に関する事項

（1）評価項目と配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価内容	配点
課題	業務目的及び与えられたテーマへの理解度	20
	文章構成力	25
企画記事	業務目的への理解度及び創造力	25
類似業務実績	類似業務実績	10
見積書	費用積算根拠の妥当性	10
その他	地元企業（個人の場合、市内在住）に対する加点	10

（2）選定方法

提出された課題等について、上記 7（1）に基づき総合的に評価し、委託予定事業者を選定する。（プレゼンテーション審査は実施しない）

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「文章構成力」の点数が最も高いものを委託予定事業者とする。さらに、「文章構成力」の最高得点者も複数ある場合は、「業務目的への理解度及び創造力」の点数が最も高いものを委託予定事業者とする。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 見積書の金額が 2（3）に記載する事業規模（契約上限額）を超過すること
- キ 審査の結果、評価点の合計が 5 割未満である場合

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 応募を無効とする場合

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- （1）神戸市が指定する場合を除き、提出書類等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- （2）見積書に必要事項の記載がないとき。
- （3）本実施要領 4 に掲げる条件に該当しないものが参加したとき。
- （4）鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン、その他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- （5）見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての提出書類は返却しない。

エ すべての提出書類は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 担当課（提出先・問い合わせ先）

神戸市こども家庭局こども未来課

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

電話番号：078-322-5213

電子メール：kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp